姶良市農業委員会総会議事録(令和3年3月)

- 1. 開催日時 令和3年3月30日(火) 午後1時30分~午後3時40分まで
- 2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員(18人)

| 1番 | 小長野 誠 | 11番 | 堂前 澄男 |
|-----|--------|-----|-------|
| 2番 | 坂元 廣幸 | 12番 | 西 泰行 |
| 3番 | 本村 正一 | 13番 | 川島兼次 |
| 4番 | 福森 德昭 | 14番 | 内甑 達也 |
| 5番 | 牧野田 隆平 | 15番 | 平 富士夫 |
| 6番 | 杉尾 敏憲 | 16番 | 岩元 律子 |
| 7番 | 市薗 由美子 | 17番 | 松元 信道 |
| 8番 | 白尾 親昭 | 18番 | 夏田 恒 |
| 9番 | 今村 逸子 | 19番 | 米迫 愼二 |
| 10番 | 野元 幸雄 | | |

欠席委員 4番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員 (7人)

| 1番 | 内村 幸雄 | 7番 | 松永 政文 |
|----|--------|-----|--------|
| 2番 | 宇都和義 | 8番 | 松元 健一 |
| 3番 | 扇薗 弘行 | 9番 | 池端隆志 |
| 4番 | 柚木 利雄 | 10番 | 新屋敷 幸一 |
| 5番 | 大重 孝司 | 11番 | 中村 政芳 |
| 6番 | 上福元 克己 | 12番 | 柳迫 勝美 |

欠席委員 1番推進委員、2番推進委員、5番推進委員、 6番推進委員、9番推進委員、

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名

2. 会議書記の指名

- 3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
- 4. 議案第 2 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
- 5. 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- 6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
- 7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
- 8. 議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更、編入)について

9. 議案第 7 号 農地あっせん申出(売渡 希望) について

10. 議案第 8 号 農地あっせん申出(借受 希望) について

11. 議案第 9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見

決定について

12. 農地あっせんの経過報告

13. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告

14. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地係長 農地係主任主査 農地係主査 振興係長 振興係主任主査

姶良市農業委員会総会議事録(令和3年3月)

(大会議室に農業委員着席)

事務局長 | 姿勢を正してください。

一同礼。

[1. 総会の通告]

議長

ただいまから、令和2年度第12回姶良市農業委員会総会を開会いた します。

ただいまの出席農業委員は19名中、18名で、定足数に達しており ますので、総会は成立しております。

なお、本日は、4番農業委員が欠席であります。

会務報告

議長

それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。

事務局

資料により説明。

議事録署名委員の指名

議長

議事日程に入ります。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、姶良市農業委 員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長か ら指名させていただくことにご異議ありませんか。

委員 『異議なし』

議長

それでは、8番農業委員、9番農業委員にお願いいたします。

会議書記の指名

議長

つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、 事務局職員の○○振興係長と○○農地係長を指名いたします。

これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与 の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその 配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと なっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの 間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき

ます。

なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。

議案第1号

議長

それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意 見決定についてを議題に供します。

1番から134番について、事務局の説明を求めます。

事務局

まず、議案の取り下げが1件ありましたので、報告いたします。総会 資料19ページの100番、借人〇〇、貸人〇〇の案件です。取り下げ 理由は、地番を間違っていたということで、再度申請するとのことです。

それでは、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。

公告日は3月31日、契約の始期は4月1日をそれぞれ予定しております。

契約年数につきましては、1年間が2件、2年間が1件、3年間が26件、5年間が61件、6年間が1件、10年間が41件、15年間が1件で、合計133件となっております。面積につきましては、合計229、633㎡となっております。

農用地利用集積計画(貸借)の内容につきましては、総会資料の2ページから25ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 なお、総会資料の24ページの130番が、5番農業委員、131番から133番までが6番農業委員、25ページの134番が19番農業委員の関連する議案となっております。

こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、 議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく お願いいたします。

以上、第1号議案の説明を終わります。

議長

事務局からの説明にありましたとおり、100番につきましては、取り下げとなっております。

それでは、1番から99番と101番から129番までについて、一括して質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。

委員

[質問、意見なし]

それでは、お諮りいたします。

議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から99番と101番から129番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、1番から99番と101番から129番までについては、原案のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号 130番から134番については、議事参与制限 により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いた します。

130番の関係者、5番農業委員の退席をお願いします。

委員(5番農業委員退席)

議長

それでは、130番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手 をお願いします。

委員「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。議案第1号 130番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、130番については、原案のとおり決定いたしました。 5番農業委員は着席してください。

委員 (5番農業委員着席)

議長

次に、131番から133番の関係者、6番農業委員の退席をお願い します。

委 員 (6番農業委員退席)

議長

それでは、131番から133番について、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。

委員 [質疑・意見なし]

それでは、お諮りいたします。議案第1号 131番から133番に ついて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 [賛成多数]

議長

賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決 定についての、131番から133番については、原案のとおり決定い たしました。

6番農業委員は着席してください。

委 員 (6番農業委員着席)

議長

次の、134番につきましては、議事参与制限に、私が関係しており ますので、会長職務代理者の18番農業委員に議長を交代します。

委員 (会長退席)

(会長職務代理者 議長席に着席) 委員

議長 (会長職務代理者)

それでは、134番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手 をお願いします。

委員 「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。議案第1号 134番について、原案 (会長職務代理者) のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

> 委員 〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決 (会長職務代理者) 定についての、134番については、原案のとおり決定いたしました。 このあとは、会長に議長をお返しします。

> (会長職務代理者 議長席から退席) 委 員

委員 (会長 議長席に着席)

議案第2号

議長

それでは、日程第4 議案第2号、農用地利用集積計画(所有権移転) の意見決定についてを議題に供します。

1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号、農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決 定について、ご説明いたします。

総会資料は、26ページを開いてください。今月の件数につきましては、1件でございます。

それでは、1番について、ご説明します。

譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 霧島市在住の〇〇による所有権移転です。申請地の所在は、船津字上水流〇〇番〇 畑、字上水流〇〇番〇 畑、 4筆の合計面積が3,514㎡です。対価につきましては、

総額2, 108, 400円、10a当りに換算しますと、

600,000円で決定いたしました。

以上で、1番についての説明を終わります。

議長

ただいまの説明の1番に関連して、9番農業委員にあっせん経過報告 をお願いします。

委員

はい。9番農業委員が、農地あっせんの報告をいたします。

船津字上水流〇〇番〇 畑、字上水流〇〇番〇 畑、字上水流〇〇番〇 畑、字上水流〇〇番〇 畑、4筆の合計面積が3,514㎡について、3月14日午前10時より、蒲生総合支所本館2階2の2会議室において、譲渡希望者〇〇さん、譲受希望者〇〇さん、あっせん担当委員として、わたくしと、15番農業委員、12番推進委員及び事務局職員の立会いのもと、あっせんを行いました。

結果につきましては、総額2,108,400円、10a当りにすると600,000円で、無事成立しました。なお、今後の手続きとしましては、嘱託登記により、事務局で所有権の移転登記を行う予定となっています。

以上、農地のあっせん報告を終わります。

議長

それでは、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手を お願いします。

委員

「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員

〔賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第2号、農用地利用集積計画(所有権移転)の 意見決定について、1番については原案のとおり決定いたしました。

議案第3号

議長

次に、日程第5 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の 処分決定についてを議題に供します。

1番から16番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定 についてご説明申し上げます。総会資料は、27ページから30ページ でございます。今月の申請件数は、16件となっております。

先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の 1ページから16ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。

それでは、1番についてご説明申し上げます。

譲受人 船津在住の○○。譲渡人 永瀬在住の○○の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、住吉字元日田○○番 田、1筆の1、136㎡となります。

以上で、1番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の1番に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委 員

はい。9番農業委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月21日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人・譲渡人の、親子間での贈与による所有権移転でございます。機械等は、トラクター2台、田植機1台、防除機1台、軽トラック1台を所有されております。労働力は、夫と2人で、問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上、1番の報告を終わります。

議長

次の、2番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2番につきましてご説明申し上げます。

譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 兵庫県明石市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、西餅田字楠元〇〇番 畑、1筆の369㎡となります。

以上で、2番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の2番に関連して、17番農業委員に調査の結果並び

8

に補足説明をお願いします。

委員

はい。17番農業委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の奥さんは、次男夫婦と一緒に畜産業を営む畜産農家であります。今回は、近くの隣接地の畑369㎡ですが、県外に居住する譲受人の弟の農地でありますが、その弟が亡くなったため、相続人の妻が、譲受人に所有権移転を申し出たとのことです。農機具ですが、トラクター3台、田植機1台、軽トラック3台あり、労働力は、妻と次男、次男の妻もおり、問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で、2番の報告を終わります。

議長

次の、3番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3番についてご説明申し上げます。

譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 兵庫県川辺郡猪名川町在住の 〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字八反田〇〇 番 田、字屋根添〇〇番〇 畑、字脇ノ丸〇〇番 田、字脇ノ丸〇〇番 田、4筆の3,382㎡となります。

以上で、3番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の3番に関連して、10番推進委員に調査の結果並び に補足説明をお願いします。

委員

はい。10番推進委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月20日午前9時、譲受人と現地で会い、聞き取りを行いました。譲受人は、JA〇〇に勤務され、昨年から農業に従事されております。また、昨年寺師にある田、85aの農地を取得されております。農機具は、トラクター1台、耕運機2台、管理機1台、草刈り機1台、軽トラック1台を所有され、足りない農機具等は借りるとのことでした。労働力は、妻と2人で問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で、3番の報告を終わります。

議長

次の、4番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4番についてご説明申し上げます。

譲受人 蒲生町北在住の○○。譲渡人 同じく蒲生町北在住の○○の 売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町北字新畝町○○番 ○ 田、1筆の618㎡となります。

以上で、4番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の4番に関連して、10番農業委員に調査の結果並び に補足説明をお願いします。

委員

はい。10番農業委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月16日、譲受人のビニールハウスを訪問し、聞き取りを 行いました。譲受人は、親から農業を引き継ぎ、現在43歳で、5町歩 を耕作されております。農機具は、トラクター2台、田植機1台、コン バイン2台、軽トラック1台を保有しており、問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思わ れますので、許可相当と思われます。

以上で、4番の報告を終わります。

議長

次の、5番について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、5番についてご説明申し上げます。

譲受人 永瀬在住の○○。譲渡人 同じく永瀬在住の○○の売買によ る所有権移転です。申請地の所在は、永瀬字宮原○○番 田、1筆の 998㎡となります。

以上で、5番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の5番に関連して、12番推進委員に調査の結果並び に補足説明をお願いします。

委員

はい。12番推進委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月20日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。申 請地は、譲受人の自宅前にあります。田も畑も、よく管理されていまし た。農機具は、トラクター1台、田植機1台、防除機1台、軽トラック 1台を保有して、労働力は、妻と2人で問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思わ れますので、許可相当と思われます。

以上で、5番の報告を終わります。

議長

次の、6番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、6番についてご説明申し上げます。

譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 同じく加治木町木田在住 の○○の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町日木山 字楠原○○番 畑、1筆の3,527㎡となります。

以上で、6番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の6番に関連して、12番農業委員に調査の結果並び

に補足説明をお願いします。

委員

はい。12番農業委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月16日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行いました。 譲受人は、株式会社○○の役員をされ、農業に参入されております。ね ぎを中心に、1haほど耕作されております。申請地にも、ネギが作付 けされ、よく管理されていました。農機具は、トラクター1台、管理機 1台、軽トラック1台を保有して、労働力は、譲受人と会社の従業員が おり、問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で、6番の報告を終わります。

議長

次の、7番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、7番についてご説明申し上げます。

譲受人 西餅田在住の○○。譲渡人 東餅田在住の○○の売買による 所有権移転です。申請地の所在は、西餅田字下川屋○○番○ 田、1筆 の2,136㎡となります。

以上で、7番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の7番に関連して、17番農業委員に調査の結果並び に補足説明をお願いします。

委 員

はい。17番農業委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月17日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。申請地は、譲受人宅の隣接地です。譲受人の父親も、住吉等で水稲を耕作されております。農機具は、トラクター1台、田植機1台、防除機1台、軽トラック1台を保有して、労働力は、譲受人と両親の3名で問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で、7番の報告を終わります。

議長

次の、8番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、8番についてご説明申し上げます。

譲受人 西餅田在住の○○。譲渡人 静岡県浜松市在住の○○の売買による所有権移転です。申請地の所在は、東餅田字市ノ坪○○番 田、1筆の1,831㎡となります。

以上で、8番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の8番に関連して、17番農業委員に調査の結果並び

に補足説明をお願いします。

委員

はい。17番農業委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月18日、譲受人と譲受人の代理人と現地で会い、聞き取りを行いました。譲受人は、新規就農を目指しております。譲受人の代理人は、譲受人の父親の知人で、今後譲受人の営農指導をされるとのことでした。農機具等は、リースするとのことで、苗はJA等に依頼するとのことでした。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で、8番の報告を終わります。

議長

次の、9番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、9番についてご説明申し上げます。

譲受人 蒲生町上久徳在住の○○。譲渡人 同じく蒲生町上久徳在住の○○他2名の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字関ヶ平○○番○ 畑、1筆の477㎡となります。

以上で、9番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の9番に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委 員

はい。8番推進委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月17日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。譲受人は、建設業をしながら水稲を耕作されております。申請地は、譲受人宅の隣接地になります。農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、トラック1台を保有して、労働力は、妻と2人で問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で、9番の報告を終わります。

議長

次の、10番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、10番についてご説明申し上げます。

譲受人 永瀬在住の○○。譲渡人 加治木町木田在住の○○の売買による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字前田○○番 田、字前田○○番 田、2筆の2, 993㎡となります。

以上で、10番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の10番に関連して、11番推進委員に調査の結果並 びに補足説明をお願いします。

委員

はい。11番推進委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月19日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行いました。申請地は、豊留の○○商店から、北に約250mの位置にあります。譲受人の経営内容は、自作地が4,422㎡で、米倉庫と太陽光が設置され、借入地の58,813㎡は水稲が耕作されております。農機具は、田植機1台、乾燥機1台、防除機2台を保有して、トラクターは、リースしています。今後、田植機1台、乾燥機1台、防除機1台、コンバイン1台、畦塗機1台を購入予定だそうです。労働力は、妻と会社の従業員もいるので、問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で、10番の報告を終わります。

議長

次の、11番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、11番についてご説明申し上げます。

譲受人 霧島市隼人町在住の〇〇。譲渡人 加治木町西別府在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字チシャノ木〇〇番〇 田、字鳥越〇〇番〇 田、2筆の1,582㎡となります。

以上で、11番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の11番に関連して、3番推進委員に調査の結果並び に補足説明をお願いします。

委員

はい。3番推進委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月23日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行いました。 農機具等は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を保有しているのを確認しました。労働力も、譲受人本人で問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で、11番の報告を終わります。

議長

次の、12番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、12番についてご説明申し上げます。

譲受人 中津野在住の○○。譲渡人 千葉県柏市在住の○○の売買による所有権移転です。申請地の所在は、中津野字上蓑ノ○○番 田、1筆の1,519㎡となります。

以上で、12番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の12番に関連して、11番推進委員に調査の結果並

13

びに補足説明をお願いします。

委 員

はい。11番推進委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。申請地は、中津野自治公民館から、南東に約200メートルの位置にあります。譲受人の経営内容は、自作地12,413㎡、借入地

11,657㎡を耕作されております。農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、防除機1台、乾燥機1台、軽トラック1台を保有して、労働力は、妻と2人で問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で、12番の報告を終わります。

議長

次の、13番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、13番についてご説明申し上げます。

譲受人 蒲生町下久徳在住の○○。譲渡人 同じく蒲生町下久徳在住の○○の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字郷丈○○番 田、1筆の1、182㎡となります。

以上で、13番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の13番に関連して、8番推進委員に調査の結果並び に補足説明をお願いします。

委 員

はい。8番推進委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月17日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。申請地は、譲受人の自宅から、100mぐらいの位置にあります。譲受人は、来年定年を迎えることから、農業の規模拡大を希望されております。農機具は、トラクター1台、乗用田植機1台、刈払機2台、軽トラック1台を保有して、譲渡人からは、コンバイン1台と乾燥機1台を借りるとのことです。労働力は、妻と息子がおり問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で、13番の報告を終わります。

議長

次の、14番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、14番についてご説明申し上げます。

譲受人 北山在住の〇〇。譲渡人 下名在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、北山字鳥渕〇〇番〇 田、1筆の1、045㎡となります。

以上で、14番の説明を終わります。

ただいまの説明の14番に関連して、14番農業委員に調査の結果並 びに補足説明をお願いします。

委員

はい。14番農業委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月17日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行いました。 譲受人は、86歳と高齢ですが、農作業は4人の子供が手伝っています。 娘さんとも話をしましたが、将来的にも農業を続けるとのことでした。 農地も、譲受人の自宅近くにまとまっています。農機具は、トラクター 1台、田植機1台、ハーベスター1台、バインダー1台、運搬車1台、 草刈機3台、軽トラック1台を保有して、労働力につきましても、問題 ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で、14番の報告を終わります。

議長

次の、15番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、15番についてご説明申し上げます。

譲受人 加治木町木田在住の○○。譲渡人 霧島市溝辺町在住の○○の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字鈴玉○○番○ 田、1筆の285㎡となります。

以上で、15番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明の15番に関連して、3番推進委員に調査の結果並び に補足説明をお願いします。

委員

はい。3番推進委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月23日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。譲受人は、81歳と高齢ですが、とても元気に農業に従事されております。 農機具は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、トラック2台を保有しております。労働力、農業経験も問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で、15番の報告を終わります。

議長

次の、16番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、16番についてご説明申し上げます。

譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 霧島市溝辺町在住の〇〇 の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字鈴玉

○○番○ 田、1筆の560㎡となります。

以上で、16番の説明を終わります。

ただいまの説明の16番に関連して、3番推進委員に調査の結果並び に補足説明をお願いします。

委員

はい。3番推進委員です。調査報告をいたします。

令和3年3月23日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。譲受人については、15番のとおりです。農機具も、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、トラック2台を保有しております。労働力、農業経験も問題ありません。

よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で、16番の報告を終わります。

議長

調査員の皆さん、ご苦労様でした。

これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から16番について、一括して質疑に入ります。

質疑のある委員は挙手をお願いします。

委員

「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から16番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員

「賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の 処分決定についての1番から16番については、原案のとおり決定いた しました。

議案第4号

議長

次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の 処分決定についてを議題に供します。

1番から3番について、説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は31ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、船津在住の〇〇。土地の所在は、住吉字石原田〇〇番 田、1筆の1,266㎡のうち550㎡です。申請地につきましては、農用地区域内農地です。転用目的は農機具倉庫 2棟で、理由といたしましては、農業の拡大により、現在の農機具倉庫では狭くなったため、新たに農機具倉庫を設置したいとのことでございます。資金は、自己資金で対応し、土地改良区の意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。こちらは、議案第6号の1番と関連があります。なお、こちらにつきましては、農用地区域内農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。

以上で、1番の説明を、終わります。

議長

ただいまの説明の1番に関連して、12番農業委員に、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更、編入)についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい。12番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、農用地区域内農地であるが、用途区分変更後は、農用地利用計画指定用途に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、住吉公民館から、北西に約30mの位置です。被害防除といたしまして、現況が、東が市道、西が水路、南が田、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で、報告終わります。

議長

次の、2番について事務局の説明を求めます。

事務局

申請人は、蒲生町下久徳在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町下久徳字桑水流〇〇番〇 田、1筆の571㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は貸資材置場で、理由といたしましては、〇〇建設の業務用砂・砂利の保管場に貸与する計画に至るとのことでございます。資金は、自己資金で対応し、土地改良区の意見書があります。

以上で、2番の説明を、終わります。

議長

ただいまの説明の2番に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委員

はい。8番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地でありますが、その他の農地に該当するため、 問題ありません。申請地の位置ですが、県立蒲生高校から、西に約100mの位置です。被害防除といたしまして、現況が、東が市道、西が里道、南が転用地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。

以上で、報告終わります。

議長

次の、3番について事務局の説明を求めます

事務局

申請人は、霧島市隼人町在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町漆字蕨ケ追〇〇番 田、字蕨ケ迫〇〇番 田、2筆の合計面積が、2,888㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由といたしましては、山間の棚田で耕作不便なため、クヌギ・杉等を植え山林にしたいとのことでございます。資金につきましては、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。

以上で、3番の説明を、終わります。

議長

ただいまの説明の3番に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに 補足説明をお願いします。

委員

はい。7番推進委員です。報告いたします。

農地区分は、第2種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、漆小学校から、南西に約950mの位置です。被害防除といたしまして、現況が、東が山林、西が河川、南が山林と畑、北が河川と荒地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で、報告終わります。

議長

これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決 定の1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員 は挙手をお願いします。

委員「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可決定すること

に賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 [賛成多数]

議長

賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の 処分決定についての1番から3番については、原案のとおり意見の決定 及び許可が決定いたしました。

なお、1番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。

議長

ここで、しばらく休憩いたします。

(休 憩)

議案第7号

議長

休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処 分決定についてを議題に供します。

1番から16番について説明をお願いします。

まずは、1番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、32ページから36ページでございます。今月の申請件数につきましては、16件となっております。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 鹿児島市在住の○○。譲渡人 東餅田在住の○○他3名です。 土地の所在が、松原町二丁目○○番○ 畑、1筆の面積が329㎡です。 申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専 用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転 用目的は、一般住宅 1棟 111.00㎡で、理由につきましては、 申請地に自己住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、 被害防除計画書が添付されております。

以上で、1番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委 員

はい。11番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、

松原たいこ公園から、西に約70mの位置にございます。被害防除現況 として、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実 性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありま せん。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について 調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。

議長

次の、2番について事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。

譲受人は、霧島市の株式会社○○ 代表取締役 ○○。譲渡人は、蒲 生町久末在住の○○他2名です。土地の所在は、東餅田字高木○○番 田、字高木〇〇番 田、字高木〇〇番 田、3筆の合計面積が 2,871㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、 第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断され ます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成(12区画) し、住宅緩和に寄与するとともに、自社の経営の安定を図るとのことで ございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区の意見書があり ます。また、被害防除計画書も添付されております。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員はい。10番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、高樋 団地から、西に約200mの位置です。被害防除現況としまして、東が 宅地と雑種地、西が宅地と田、南が水路、北が市道です。申請実現の確 実性ですけども、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記 事項は、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地 及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見 であります。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、3番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 大島郡宇検村の有限会社○○ 代表取締役 ○○。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字大明神原 ○○番○ 畑、1筆の247㎡です。申請地につきましては、都市計画 区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区 分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由のほうは、 病院や国道10号線から近く、顧客が見込まれるため、申請地を選定し

たということでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区の意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。こちらにつきましては、隣接地 $\bigcirc\bigcirc$ 番 \bigcirc (畑) $25\,\text{m}^{2}\cdot\bigcirc\bigcirc$ 番 \bigcirc (畑) $1,855\,\text{m}^{2}$ と一体利用で、全事業面積が $2,139\,\text{m}^{2}$ となっております。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい。4番推進委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治 木青果市場から、西に約20mの位置です。被害防除の現況は、東が市 道、西が転用地、南も転用地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自 己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。 総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、 現地調査委員としましては許可意見であります。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、4番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4番につきまして、ご説明いたします。

借人 蒲生町白男在住の○○。貸人 同じく蒲生町白男在住の○○です。土地の所在が、蒲生町白男字中福良○○番○ 田、1筆の1,192㎡のうち598㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟103.92㎡で、理由としましては、現在の住居が手狭なため、申請地に自己の住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書と面積超の理由書の添付がされております。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい。8番推進委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第2種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、中福良公民館から、南東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が雑種地、北が農業用倉庫です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員と

しましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。

議長

次の、5番について事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 宮島町の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 大阪府池田市在住の〇〇です。土地の所在は、東餅田字石塚〇〇番〇 畑、字石塚〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が355㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、申請地を取得し、宅地造成(一区画)として利用したいということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委 員

はい。12番推進委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、 姶良警察署から、北西に約150mの位置にございます。被害防除です が、東が宅地、西も宅地、南が道路、北が宅地です。申請実現の確実性 は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、あり ません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準につい て調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。

議長

次の、6番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、6番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 脇元在住の○○。譲渡人 脇元の亡○○です。土地の所在が、平松字差柳○○番 畑、1筆の897㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、遺贈で受け駐車場(普通車18台)に利用するということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。 委 員

はい。12番推進委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、 白金原公民館から、北東に約70mの位置です。被害防除現況としましては、東が道路、西が宅地、南も宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、7番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、7番につきまして、ご説明いたします。

借人 鹿児島市在住の○○。貸人 鍋倉在住の○○です。土地の所在が、鍋倉字岩淵○○番 田、1筆の面積が244㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 69.56㎡で、理由としましては、借家住まいであり、自己の住宅を建築するためとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画も添付されております。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

はい。13番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、鍋倉公民館から、南西に約60mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西も宅地、南が畑、北も畑です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、8番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、8番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 東餅田の有限会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字下田中山野〇〇番〇 畑、字下田山中野〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が763㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されており、

農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、当地を宅地造成(1区画)の計画に至ったということでございます。資金のほうは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。こちらにつきましては、隣接宅地 \bigcirc 番 \bigcirc (0. $42\,\mathrm{m}$)と一体利用となっており、全事業面積が $763.42\,\mathrm{m}$ となっております。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委 員

はい。11番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、西ノ妻公民館から、北に約150mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、9番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、9番につきまして、ご説明いたします。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

はい。13番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、寺師公民館から、北西に約450mの位置です。被害防除現況ですが、東が原野、西が山林、南

が水路、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、10番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、10番につきまして、ご説明いたします。

借人 伊佐市在住の○○。貸人 鍋倉在住の○○です。土地の所在は、鍋倉字宮ノ脇○○番○ 田、1筆の496㎡のうち109㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 111.06㎡で、理由につきましては、申請地を使用貸借にして、自己用住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付がされてございます。こちらにつきましては、隣接地○○番○(宅地)175.19㎡・○○番○の一部(山林)14㎡と一体利用となっており、全事業面積が298.19㎡となっております。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

はい。13番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、若葉学園から、北に約250mの位置です。被害防除現況ですが、東が市道、西も市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、11番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、11番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 西餅田在住の○○他1名。譲渡人 鹿児島市在住の○○です。 土地の所在は、西餅田字横手前○○番○ 田、1筆の169㎡です。申 請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定 されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一 般住宅 1棟 62.93㎡で、理由につきましては、一般住宅を建築 したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、除外済のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付があります。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

はい。10番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、 高樋公民館から、南西に約150mの位置です。被害防除現況ですが、 東が宅地、西が転用許可地、南が宅地、北が道路です。申請実現の確実 性ですが、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありませ ん。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の 結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で、報告を終わります。

議長

次の、12番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、12番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 鹿児島市在住の○○。譲渡人 西餅田在住の○○。土地の所在が、西餅田字伊藤山○○番○ 田、字伊藤山○○番○ 畑、字伊藤山○○番○ 畑、字伊藤山○○番○ 畑、3筆の合計面積が249㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅1棟 52.58㎡で、理由につきましては、自己住宅を建築し、生活の安定を図るものであるとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、除外済のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付があります。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

はい。11番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、錦江団地公民館から、南西に約30mの位置です。被害防除現況は、東が水路、西が道路、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。

以上、終わります。

次の、13番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、13番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 大島郡龍郷町在住の○○。譲渡人 アメリカ合衆国オハイオ州在住の○○。土地の所在が、住吉字早田尻○○番○ 田、1筆の1,074㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟78.27㎡で、理由につきましては、申請地を取得し、一般住宅を建築するということでございます。資金については、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書と面積超の理由書の添付があります。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

はい。12番農業委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、住吉公民館から、北西に約100mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が宅地と営農型太陽光、南が県道、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。

以上、終わります。

議長

次の、14番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、14番につきまして、ご説明いたします。

借人 上名在住の○○。貸人 同じく上名在住の○○。持ち分が2分の1です。土地の所在が、上名字鍛冶脇○○番○ 畑、字鍛冶脇○○番○ 畑、字鍛冶脇○○番○ 畑、2筆の合計面積が451㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 79.08㎡で、理由につきましては、現在の家屋が老朽化し、当申請地に建築計画に至ったとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

はい。10番推進委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、奈良袂公民館から、東に約20mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が宅地と畑、南が畑、北も畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。

以上、終わります。

議長

次の、15番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、15番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 宮崎県都城市の合同会社○○ 代表社員 ○○。譲渡人 長崎県長崎市在住の○○。土地の所在が、西餅田字小瀬戸○○番○ 田、字小瀬戸○○番○ 田、2筆の合計面積が1,390㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、共同住宅 1棟 409.42㎡で、理由につきましては、共同住宅の建築計画に至ったということでございます。こちらは、融資で対応し、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付もあります。こちらにつきましては、隣接宅地○○番○

(10.86m²) と一体利用となっており、全事業面積が

1, 400. 86 m²となっております。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

はい。12番推進委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、クオラから、北東に約150mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西も宅地、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。

以上、終わります。

議長

次の、16番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、16番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の○○。譲渡人 鹿児島市在住の○○。土地の所 在が、寺師字高崎〇〇番〇 田、1筆の893㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由につきましては、当地を個人で取得し、有限会社〇〇に貸す計画に至ったということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委 員

はい。10番推進委員です。調査報告いたします。

農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、寺師公民館から、北に約800mの位置です。被害防除現況は、東が河川、西が県道、南が雑種地、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。

以上、終わります。

議長

調査員の皆さん、ご苦労様でした。

これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決 定について、1番から16番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。

委員 [挙手]

議長

8番推進委員。

委員

はい。8番推進委員です。

現地調査で、グループで調査するのと、個別で調査するものとありますが、どのように区別しているのか教えてください。

議長

事務局いかがですか。

事務局

上場地区、下場地区を一緒に調査すると、時間がかかることから、上場地区は、担当委員と事務局職員で、別の日に個別調査を行っております。

議長

8番推進委員よろしいでしょうか。

委員 理解しました。

議長

ほかに、質疑はありませんか。

委 員

[質疑・意見なし]

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から16番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員

[賛成多数]

議長

賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の 処分決定についての1番から16番までについて、原案のとおり意見決 定及び許可が決定いたしました。

議案第6号

議長

次に、日程第8 議案第6号、農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更、編入)についてを議題に供します。

なお、2番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別で質疑し、採決いたします。

まずは、1番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更、 編入)について、ご説明いたします。総会資料は37ページでございま す。今月の申請件数につきましては、用途区分変更1件、農用地区域編 入1件となっております。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、船津在住の〇〇、変更区分は用途区分変更です。土地の所在は、住吉字石原田〇〇番 田、1筆の1,266㎡のうち550㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は農機具倉庫であります。補助事業につきましては、昭和56年県営ほ場整備事業(姶良地区)が実施されております。理由としましては、農業の拡大により、現在の農機具倉庫では狭くなったため、新たに農機具倉庫を設置したいということでございます。こちらは、議案第4号の1番と関連がございます。

以上で、説明を終わります。

議長

本案件については、議案第4号の1番で、12番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。

それでは、議案6号 農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更、 編入)の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。

委 員

[質疑・意見なし]

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更、編入)の 1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願い します。

委 員

[賛成多数]

議長

賛成多数により、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更(用途区 分変更、編入)1番については、原案のとおり承認することに決定いた しました。

議長

次の2番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいま すので、個別で質疑し、採決いたします。

2番の関係者、3番農業委員の退席をお願いします。

委 員

(3番農業委員退席)

議長

次の、2番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、蒲生町西浦在住の〇〇、変更区分は、農用地区域編入です。 土地の所在は、蒲生町西浦字宮ノ前〇〇番 田、字前田〇〇番〇 田、字前田〇〇番 田、字前田〇〇番〇 田、字前田〇〇番〇 田、字前田〇〇番〇 田、字前田〇〇番〇 田、8筆の4,826㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途も現状のまま田であります。補助事業につきましては、該当なしです。理由としましては、優良農地であり、今後農用地として永年耕作するためということでございます。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

委員

はい。10番農業委員です。それでは、調査報告をおこないます。 農地区分につきましては、第2種農地です。申請の位置ですが、西浦 下公民館から、北東に約100mの位置です。被害防除現況は、東が田、 西が市道、南が市道と河川、北が市道です。申請実現の確実性ですが、 農用地区域へ編入し、田として利用するため、確実であります。条件お よび特記事項はございません。総合意見としまして、現地調査委員とし ましては、承認意見であります。

以上で、報告を終わります。

議長

それでは、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更、編入)の2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。

委 員 [挙 手]

議長

17番農業委員。

委員 はい。17番農業委員です。

農業振興地域整備計画への編入などは、ほ場整備や公共事業の計画があると思いますが、今回の理由、背景がよくわかりませんので、教えてください。

議 長 事務局いかがですか。

事務局 今回

今回の8筆の農地については、ほ場整備等の計画はございません。中 山間での農地・水の関係や、農政課が担当となります中山間支払交付金 の対象として、農地を管理するとのことで、今回申請がなされておりま す。

議長

17番農業委員よろしいでしょうか。

委員 了解しました。

議長

ほかに、質疑はありませんか。

委員「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更、編入)の 2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願い します。

委 員 [賛成多数]

議長

賛成多数により、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更、編入)2番については、原案のとおり承認することに決定いた

しました。

3番農業委員は、着席してください。

委 員

(3番農業委員着席)

議案第7号

議長

次に、日程第9 議案第7号、農地あっせん申出(売渡 希望)につい てを議題に供します。

1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第7号、農地あっせん申出(売渡 希望)について、ご 説明いたします。総会資料は、38ページです。今月の申請につきまし ては、売渡1件となっております。参考資料につきましては、83ペー ジになりますので、審議の参考としてください。

それでは、1番を説明いたします。

内容につきましては、売渡です。申請者は、東餅田在住の○○、土地 の所在が、蒲生町米丸字木崎田〇〇番〇 田、1筆の面積が

1,992㎡です。希望譲渡価格は、農業委員会に一任ということです。 以上で、1番の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第7号、農地あっせん申出(売 渡 希望)の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手を お願いします。

委員

「質疑・意見なし」

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第7号、農地あっせん申出(売渡 希望)の1番について、原案の とおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 「賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第7号、農地あっせん申出(売渡 希望)の1番 については、原案のとおり受理することに決定いたしました。

次に、ただいま承認された議案7号のあっせん申出に係る地区あっせ ん委員の選出について協議していただきます。

地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。

委 員 | 「意見なし」

いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第7号、農地あっせん申出(売渡 希望)についての、 1番については、6番農業委員、13番農業委員、 6番推進委員に、

お願いしたいと思います。

委 員

「はい」

議長

それでは、担当になられた委員の方は、よろしくお願いいたします。

議案第8号

議長

次に、日程第10 議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)についてを議題に供します。

1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、39ページです。今月の申請につきましては、借受1件となっております。参考資料につきましては、84ページから85ページになりますので、審議の参考としてください。

それでは、1番を説明いたします。

内容につきましては、借受です。申請者は、加治木町小山田在住の 〇〇。希望地目が、畑で、希望面積が7,000㎡です。希望借受地区 は、小山田地区、日木山の楠原地区です。希望借受期間は5年です。希 望小作料は、10a当たり、10,000円を希望されています。

以上で、1番の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。

委 員

「挙 手〕

議長

2番農業委員。

委員

はい。2番農業委員です。

事務局の説明だけでは、はっきりわかりません。申請人は、現在 33歳の女性です。農政課に、新規就農を申請しております。議案第1 号の利用権、13ページの69番で、3,336㎡を承認してもらっております。すぐ隣の農地、800㎡の農地についても、調整中であります。営農計画、営農指導は、16番農業委員とご主人が支援しておりま

す。 16番農業委員、ご存じなら補足説明をお願いします。 議長 委 員 16番農業委員です。 申請人は、小山田で3年間○○さんのオペレーターをしておりました。 トラクターにも乗れますし、野菜の植え付けから収穫までできます。現 在は、自分で農業をしたいという希望があり、ぜひ小山田地区で就農し てもらいたいと思っております。 2人の説明で、委員の方も納得されているようです。 事務局から、何 議長 かありませんか。 事務局 参考にさせていただきます。 ほかに、質疑はありませんか。 議長 「質疑・意見なし」 委員 議長 それでは、お諮りいたします。 議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)の1番について、原案の とおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。 委員 「賛成多数〕 賛成多数により、議案第8号、農地あっせん申出(借受 希望)の1番 議長 については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案8号のあっせん申出に係る地区あっせ ん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。 委員 「挙 手] 議長 2番農業委員。 2番農業委員です。私がやります。 委 員 議長 それでは、2番農業委員に、お願いしたいと思います。

担当になられた委員の方は、よろしくお願いいたします。

委 員

議長

「はい」

議案第9号

議長

次に、日程第11 議案第9号、農地中間管理事業にかかる農用地利 用集積計画(貸借)の意見決定についてを議題に供します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

はい。それでは、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、ご説明いたします。

本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画(貸借) と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、 借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。

なお、資料47ページの95番が10番農業委員、96番から98番までが18番農業委員、99番から109番までが6番農業委員にかかる案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、議事に参加できませんので、審議の際はご退席願います。

それでは、総会資料の40ページを、お開きください。まず、今回の始期を令和3年3月31日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、42ページから47ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺裕人 です。本案件は、利用権設定開始日を令和3年3月31日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の41ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、新規100件の、申請面積は、144,203㎡、AtoA9件の、申請面積は、

12, 376㎡、合計で109件の、156, 579㎡です。設定する権利別は、使用貸借が8件、賃貸借は101件で、期間別は、5年が5件、10年が104件となっております。

今回の設定地域は、船津地区、増田地区、加治木町木田地区、蒲生町 久末地区、蒲生町北地区、蒲生町米丸地区の6地区となっております。 以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いします。

議長

それでは、利用権設定開始日 令和3年3月31日 各筆1番から 94番までについて、一括して質疑に入ります。

ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

委員「質疑・意見なし」

それでは、お諮りいたします。農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年3月31日 各筆1番から94番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 「賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年3月31日 各筆1番から94番までについて、原案のとおり決定いたしました。

なお、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年3月31日 各筆95番から109番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。

95番の関係者、10番農業委員の退席をお願いします。

委員 (10番農業委員退席)

議長

それでは、95番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手を お願いします。

委 員 「質疑・意見なし」

議長

それではお諮りいたします。議案第9号 農地中間管理事業にかかる 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年3月31日 95番について、原案のとおり決定することに賛 成の委員は挙手をお願いします。

委 員 「賛成多数〕

議長

賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用 集積計画(貸借)の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年 3月31日 95番については原案のとおり決定しました。

10番農業委員は、着席してください。

委員 (10番農業委員着席)

議長

次に、96番から98番の関係者、18農業委員の退席をお願いします。

委員 (18番農業委員退席)

それでは、96番から98番について、一括して質疑に入ります。質 疑のある委員は挙手をお願いします。

委員

「質疑・意見なし」

議長

それではお諮りいたします。議案第9号 農地中間管理事業にかかる 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年3月31日 96番から98番について、原案のとおり決定す ることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員

[賛成多数]

議長

賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用 集積計画(貸借)の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年 3月31日 96番から98番については原案のとおり決定しました。 18番農業委員は、着席してください。

委員

(18農業委員着席)

議長

次に、99番から109番の関係者、6番農業委員の退席をお願いします。

委員

(6番農業委員退席)

議長

それでは、99番から109番について、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。

委員

「質疑・意見なし」

議長

それではお諮りいたします。議案第9号 農地中間管理事業にかかる 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年3月31日 99番から109番について、原案のとおり決定 することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員

[賛成多数]

議長

賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年3月31日 99番から109番については原案のとおり決定しました。

6番農業委員は、着席してください。

| | | 委 員 | (6番農業委員着席) |
|---|---|---------|---|
| | | | |
| | | | <u></u> 農地あっせんの <mark>経過報告</mark> |
| 議 | 長 | | 次に日程第12、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。 |
| | | 事務局 | それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 農地あっせんの経過報告の資料の1ページをご覧ください。6番の ○さんの売渡が、今月の議案第3号10番で、所有権移転が設定され ました。2ページの14番の○○さん買受ですが、今月の議案第2号の 1番で、売買のあっせんが成立しました。あと17筆、1,436㎡の 買受希望がありますので、継続となります。16番の○○さんの貸付で すが、今月の議案第1号22番で、利用権が成立いたしましたので、完 了とします。18番の○○さんお借受ですが、田を600㎡程あっせん を受けたので、完了でよいとのことでしたので、完了とします。 以上で報告を終わります。 |
| 議 | 長 | | 委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。 |
| | | 委 員 | [拳 手] |
| 議 | 長 | | 10番農業委員。 |
| | | 委員 | はい。10番農業委員です。67番ですが、人・農地プランのアンケート調査で、現状維持となっておりましたので、申請人に確認したところ、取り下げということになりました。 |
| 議 | 長 | | 事務局よろしいですか。 |
| | | 事務局 | よろしいです。 |
| 議 | 長 | | ほかに、ございませんか。 |
| | | 委 員 | [拳 手] |
| 議 | 長 | | 8番推進委員。 |
| | | 委 員 | はい。8番推進委員です。66番ですが、耕作者が見つかりましたので、取り下げてください。 |
| 議 | 長 | | 事務局よろしいですか。 |

事務局 はい。 ほかに、ございませんか。 議長 委員 [挙 手] 議長 4番推進委員。 はい。4番推進委員です。43番も取り下げしてください。 委員 議長 事務局よろしいですか。 事務局 はい。 ほかに、何かありませんか。 議長 委 員 「質問・意見なし」 議長 ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。 - 農用地利用集積計画(貸借)合意解約 議長 次に日程第13、農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告につい て、事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、農用地利用集積計画(貸借)の合意解約の報告をいたしま す。3月は14件が提出されております。内容につきましては、別紙、 合意解約3月分を、後ほどご確認ください。あと、蒲生町下久徳地区分 の解約については、農地中間管理事業の重点地区となっておりますので、 そちらの事業で設定予定です。 以上で、報告を終わります。 ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。 議長 委員「質問・意見なし」 議長 ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わ ります。 その他

それでは日程第14、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。

委 員 [挙 手]

議長

12番農業委員。

委 員

はい。12番農業委員です。

第2種農地で、その他の農地に該当するという報告がありますが、その他の農地とは、どのようなものになりますか。

事務局

その他の農地については、見やすい表がありますので提示いたします。 本日は、全員参加となっておりませんので、4月の研修会で詳しく説明 いたします。

議長

12番農業委員。よろしいですか。

委員

わかりました。

議長

ほかに、質疑はありませんか。

委員 [発言なし]

議長

ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全 て終了しました。

事務局から何かありますか。

事務局

- 令和2年度姶良市農業委員会互助会の監事について
- 活動記録簿(3月分)の提出と記入方法について
- 作業グループの業務報告について
- 合同研修会・総会(4月30日)について

議長

ほかにありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和2年度 第12回 姶良市農業委員会総会を閉会いたします。

〔閉会〕

事務局長

姿勢を正してください。

一同礼。

議事録署名委員

| 署名 | 署名 |
|-----|-----|
| 名委員 | 名委員 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |